



人権について考えてみませんか

<12月4日(水)～10日(火)は人権週間>

人権は、すべての人が生まれながらに持っている人間らしく生きていく権利です。この機会に、お互いの人権をもう一度見つめ直してみませんか。

人権に関する悩み事は、人権擁護委員や法務局(全国共通人権相談☎0570-003-110)まで、気軽に相談してください。

特設人権相談日程

とき 12月4日(水) 午後1時30分～4時

ところ ○西麻植会館2階会議室

○山川地域総合センター2階204会議室

○美郷支所会議室

※相談無料、秘密厳守。



問い合わせ	人権課 ☎ 22-2229 FAX 22-2260
-------	------------------------------

令和7・8年度「物品購入等」の指名競争入札参加資格審査申請受付のお知らせ(予定)

市が発注する物品購入などの入札に参加を希望する方の、入札参加資格審査申請の受付を予定しています。

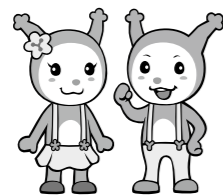
受付期間 令和7年1月6日(月)～2月5日(水)

※受付期間が変更となっていますので注意してください。

申請要領および受付方法

詳細は、広報よしのがわ12月号および市ホームページでお知らせします。

原則、インターネットを利用した電子申請となります。



問い合わせ 提出先	財務課 ☎ 22-2221 FAX 22-2244
--------------	------------------------------

合併処理浄化槽を設置する皆さんへ!

本市では単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する方を対象に補助金の申請を受け付けています。

補助金額(上限)

人槽区分	転換補助額	宅内配管補助
5人槽	332,000円	300,000円
7人槽	414,000円	
10人槽	548,000円	

申請要件

- ・申請者が居住する専用住宅であること
- ・汚水処理未普及解消につながる転換であること
- ・工事着工前であること
- ・浄化槽の処理対象人員が10人以下および環境省が定める環境配慮型浄化槽であること

対象区域 以下の区域を除く吉野川市内

- ・公共下水道事業の供用区域および事業計画区域
- ・農業集落排水事業の供用区域

申請期間 令和7年1月31日(金)まで

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

犬のフンは持ち帰りましょう

最近、犬や猫のフン害による苦情が多数寄せられています。

道路や公園などに犬のフンを放置することは、禁止されています。

飼い犬を散歩させるときは、フンの後片付けを必ず行い、持ち帰りましょう。


飼い主一人一人が、マナーの向上を図り、環境美化に努めましょう。



吉野川市では、放置されたフンを強調することで飼い主に自発的な回収を促す「イエローチョーク作戦」を実施しています。

環境企画課または各支所の窓口で物品を配布していますので、犬のフンでお困りの方はぜひ活用してください。

イエローチョーク作戦の詳細については、環境企画課まで問い合わせるか市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ	環境企画課 ☎ 22-2230 FAX 22-2247
-------	--------------------------------

公共ますのふたの交換は下水道課へ

下水道や農業集落排水の供用開始区域内にある家庭の公共ますのふたが破損した場合は、速やかに下水道課(東館1階)まで連絡してください。公共ます(宅地と公道との官民境界付近に設置)は市が管理していますので、無償で交換します。

また、市職員が公共ますの点検に伺うことがあります。私有地内での作業となりますが、協力をお願いします。



市章・「公共ます」文字入り(市章以外の図柄の場合もあります。判断に迷うときは下水道課までご連絡してください。)

問い合わせ	下水道課 ☎ 22-2258 FAX 22-2254
-------	-------------------------------

適応指導教室「つつじ学級」教育相談室からのお知らせ

適応指導教室「つつじ学級」

さまざまな理由で登校することが困難な児童・生徒が一時的に通い、悩みの解決と学習を行うための、相談・教育活動を行います。

とき 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時
(夏季・冬季休業中にも開室日を設けます)

教育相談活動

不登校、いじめ、子育てなどの悩みや不安解消のために、4・5歳児、小・中学校の子ども、保護者、教職員からの相談を受けています。

▼専属カウンセラーによる教育相談(要事前予約)

とき 毎月1回 午後1時～4時

相談内容 不登校、いじめ、人間関係、その他(教育全般)について

▼相談員による教育相談

とき 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日、年末年始は除く)

相談内容 不登校について

※いずれも相談無料。秘密厳守。

問い合わせ	適応指導教室「つつじ学級」・教育相談室 [吉野川市交流センター2階] ☎ 25-6640 FAX 25-6641
-------	----------------------------------------------------------------

障害者控除対象者の認定制度

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方が、「障害者または特別障害者に準ずる者」として認定を受け、認定書を確定申告(川島税務署など)、所得申告相談(市役所など)、または年末調整時に提示すると、所得税や市・県民税で「障害者控除」が受けられます。(※所得やほかの控除により、税額に影響が出ない場合もあります。)認定を受けるためには申請書の提出が必要です。

申請に必要なもの

- ・申請者の本人確認書類
(例 免許証、マイナンバーカード など)

申請場所 社会福祉課(本館2階)または各支所(川島・山川・美郷)

申請期限

- ①介護保険の要介護・要支援認定…随時
- ②前記①以外の方……………12月6日(金)

認定方法

- ①介護保険の要介護・要支援認定者…申告の対象となる年の12月31日(基準日)に有効な主治医意見書などで判定
 - ②前記①以外の方…申請後、面接調査に伺い判定
- ①、②とも、結果(認定書)は後日郵送します。
※非該当となる場合もあります。

問い合わせ	◇申請と認定について 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-2263 FAX 22-2260 ◇障害者控除について 税務課 課税係 ☎ 22-2215 FAX 22-2247
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

年末年始期間における山川支所の閉庁について

12月29日から令和7年1月3日までの間、山川支所は閉庁します。各種問い合わせ、死亡届を含む戸籍の届出の窓口は市役所のみとなります。

問い合わせ	山川支所 ☎ 42-4112 ※12月29日～令和7年1月3日は市役所に転送されます
-------	-----------------------------------------------

